

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会社員総会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人能登川地区まちづくり協議会(以下「当法人」という。)の定款第23条の定めに基づき、社員総会に関する事項を定め、もって社員総会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定足数)

第2条 定足数は、定款第14条に定める正会員とする。

(議長)

第3条 議長は、定款第18条の定めにより会長がこれに当たる。

(決議)

第4条 定款第19条に定める社員総会の決議は、原則として挙手によるものとする。

(代理)

第5条 定款第20条に定める議決権の行使の代理は、当法人が指定する委任状をもって行うものとする。

2 委任された正会員が欠席の場合または議決権の行使を委任している場合は、前項による委任状であっても、無効とする。

(議事録)

第6条 定款第22条に定める議事録は、当法人の事務局によって作成するものとする。

2 議長および出席した副会長は、前項の議事録に記名押印する。

(変更または追加)

第7条 本規則の変更または追加は、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項における決議は、定款第19条の定めるところにより、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(付則)

1. この規則は平成25年5月11日から施行する。